

機械・電気設備工事等 積算基準

2022 年 4 月

大阪市水道局

目 次

第 1 章 機械・電気設備工事等積算基準

第 1 節 総則.....	1
1 適用範囲.....	1
2 準拠基準.....	1
3 請負工事費の構成.....	1
4 修繕費の構成.....	1
5 公刊資料の取り扱いについて.....	1
第 2 節 請負工事費の積算.....	4
i 機器費.....	4
ii 直接工事費.....	4
1 材料費.....	5
1－1 直接材料費.....	5
1－2 補助材料費.....	5
2 労務費.....	5
3 直接経費.....	5
3－1 特許使用料.....	5
3－2 水道光熱電力料.....	5
3－3 機械経費.....	5
3－4 総合試運転費.....	5
4 複合工費.....	5
5 仮設費.....	6
6 発生品処分費.....	6
iii 間接工事費.....	6
1 共通仮設費.....	7
1－1 運搬費.....	7
1－2 準備費.....	7
1－3 事業損失防止施設費.....	7
1－4 安全費.....	7
1－5 役務費.....	7
1－6 技術管理費.....	7
1－7 営繕費.....	7

1－8	現場環境改善費.....	7
2	現場管理費.....	7
3	据付間接費.....	7
iv	設計技術費.....	8
v	一般管理費等.....	8
vi	消費税及び地方消費税相当額.....	8
vii	工事の一時中止.....	8

第2章 機械・電気設備工事等標準歩掛

第1節	総則.....	10
-----	---------	----

第 1 章

機械・電気設備工事等積算基準

第 1 節 総則

1 適用範囲

本積算基準は、大阪市水道局が機械及び電気設備の工事及び修繕を請負施工に付する場合における事業費の算出に適用する。

ただし、この基準によることが著しく不適當又は困難であると認められたものについては、適用除外とすることができる。

2 準拠基準

本積算基準は、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を基に記載のない項目を下水道用設計積算要領ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編（日本下水道協会）等から引用して作成したものである。これらの適用年度は、次のとおりである。

準拠基準	適用年度
水道事業実務必携	令和 3 年度改訂版
下水道用設計積算要領 ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編	2016 年版

3 請負工事費の構成

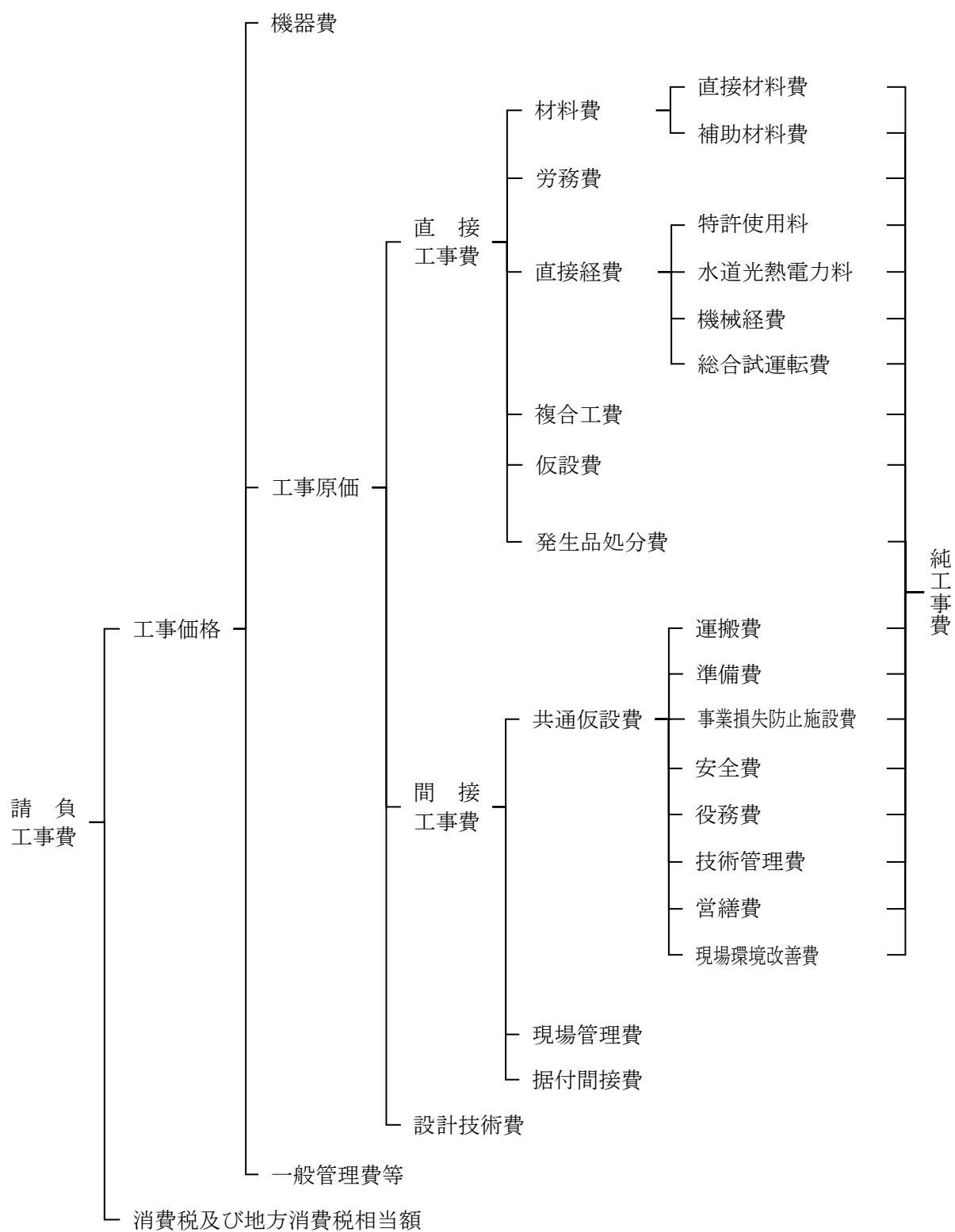
請負工事費の構成を図－1 に示す。

4 修繕費の構成

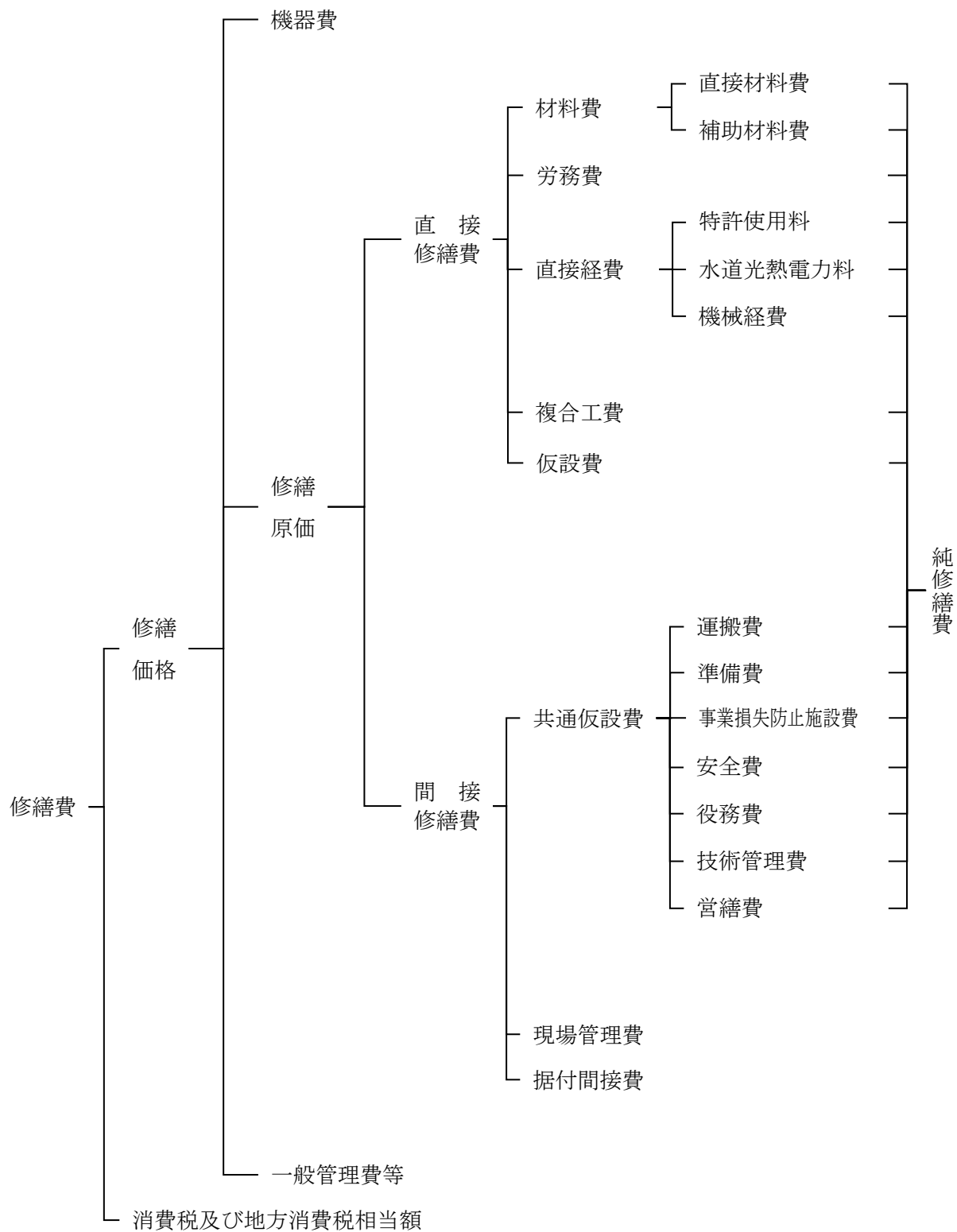
修繕費の積算は、請負工事費の積算に準じるものとし、構成を図－2 に示す。

5 公刊資料の取り扱いについて

価格の算定について、「建設物価」又は「積算資料」による場合は、原則として、積算月が 6 月～11 月の案件は 5 月号、積算月が 12 月～5 月の案件は 11 月号を使用する。



図－1 請負工事費の構成



図－２ 修繕費の構成

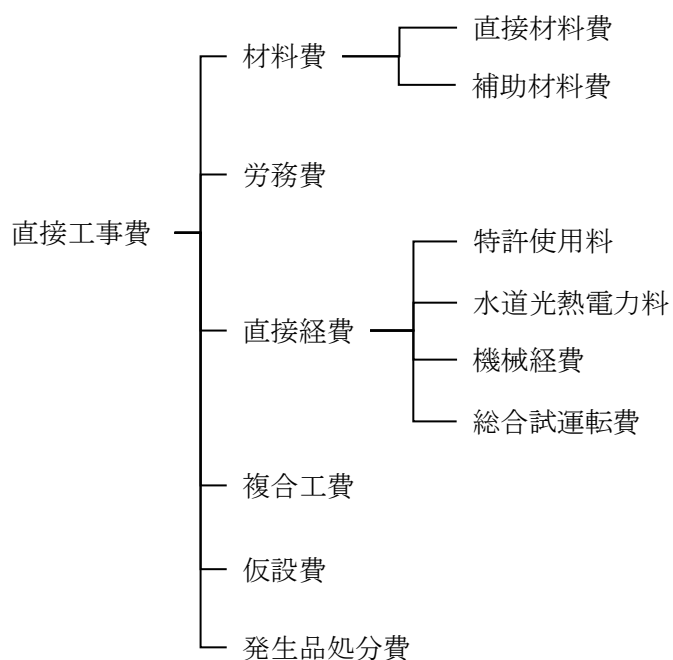
第2節 請負工事費の積算

i 機器費

機器費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

ii 直接工事費

直接工事費とは、工事目的物を作るために直接必要とされる費用で、材料費、労務費、直接経費、複合工費、仮設費及び発生品処分費の六要素について積算する。



1 材料費

材料費は、直接材料費及び補助材料費から構成される。

1－1 直接材料費

直接材料費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

1－2 補助材料費

補助材料費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

2 労務費

労務費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

3 直接経費

直接経費は工事を施工するに直接必要とする経費とし、特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、総合試運転費の経費をいい、材料費、労務費等に属さない費用である。

3－1 特許使用料

特許使用料の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

3－2 水道光熱電力料

水道光熱電力料の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

3－3 機械経費

機械経費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

3－4 総合試運転費

総合試運転費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

4 複合工費

複合工費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設

備) 編-」によるものとする。

5 仮設費

仮設費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設(機械・電気設備) 編-」によるものとする。

6 発生品処分費

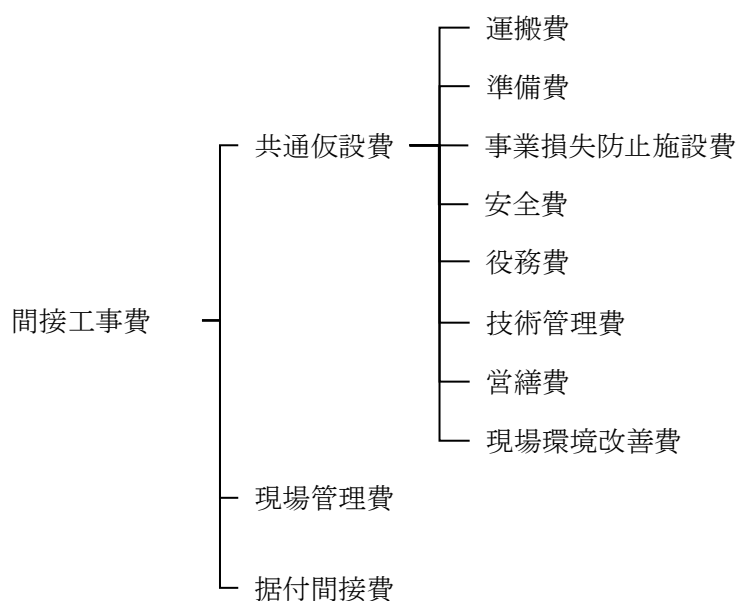
発生品処分費は、産業廃棄物及び有価物の処分に要する費用である。

発生品処分費は、次式により算定する。

$$\text{発生品処分費} = \text{産業廃棄物処理費} + (- \text{有価物下取り価格}) + \text{運搬費} + \text{解体費}$$

iii 間接工事費

間接工事費とは、工事の目的物の出来高には直接関係はないが、各部門の実施に対して共通に使用されるものに要する費用で、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費に分けて積算する。



1 共通仮設費

共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費及び現場環境改善費から構成される。

共通仮設費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－1 運搬費

運搬費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－2 準備費

準備費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－3 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－4 安全費

安全費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－5 役務費

役務費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－6 技術管理費

技術管理費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－7 営繕費

営繕費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

1－8 現場環境改善費

現場環境改善費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

2 現場管理費

現場管理費の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

3 据付間接費

据付間接費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

iv 設計技術費

設計技術費の算定は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。

v 一般管理費等

一般管理費等の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

vi 消費税及び地方消費税相当額

消費税及び地方消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

vii 工事の一時中止

工事の一時中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、「水道事業実務必携」によるものとする。

第 2 章

機械・電気設備工事等標準歩掛

第 1 節 総則

本積算基準において使用する標準歩掛は、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-」によるものとする。